

軽自動車税のお知らせ

令和7年度版

令和7年度軽自動車税納税通知書について

- 令和7年4月1日現在で、軽自動車等を所有されている方に納税通知書を送付しております。
- 軽自動車を複数台所有されている方に対しては、車両ごとに納税通知書を発行します。
- 複数台所有されている方が口座振替の申込をされますと、所有する全車両について同一の口座から振替となりますので、ご注意願います。
- 納期限は、令和7年6月2日(月)です。納付の際には、お送りした納税通知書を切り取らずに、そのままの状態で金融機関・コンビニエンスストア等にお出し下さい。

軽自動車税(種別割)の税額について

(1)原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	125cc以下かつ4.0kw以下	2,000円
	特定小型原付 0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車(125cc超250cc以下)		3,600円
ボートトレーラー		3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

令和7年度から、新しい基準の原動機付自転車の区分が追加されます。

(2)三輪・四輪以上の軽自動車

車 種 区 分			税 額		
			平成27年 3月31日 までの新規取得車	平成27年 4月 1日 以降の新規取得車	新規取得後、13年超の車両 (平成24年3月31日以前に初度検査)
三輪(660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 (660cc以下)	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

令和7年度グリーン化特例の延長について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪・四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、令和7年度に限り税率が軽減されます。

車 種 区 分			税 額 (年 額)		
			特例①	特例②	特例③
三 輪			1,000円	2,000円※乗用営業用のみ	3,000円※乗用営業用のみ
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

特例①…電気軽自動車、天然ガス軽自動車、(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス10%低減)

特例②…乗用・営業用★★★★かつ令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

特例③…乗用・営業用★★★★かつ令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※★★★★…平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成

※特例②、③はガソリン車(ハイブリッド車含む)に限りです

※グリーン化特例は新車新規取得の翌年度に限り適用されます

※市が自動車検査証(車検証)の情報に基づき課税しますので、手続きは不要となります。
※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄でご確認ください。